

# 厚生教育常任委員会

日時：令和6年3月13日（水）  
厚生教育分科会終了後  
場所：第1委員会室

## 1 付託議案の審査

- 議案第10号 令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第12号 令和6年度島田市休日急患診療事業特別会計予算
- 議案第13号 令和6年度島田市介護保険事業特別会計予算
- 議案第14号 令和6年度島田市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第15号 令和6年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第17号 令和6年度島田市病院事業会計予算
- 議案第20号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 島田市災害見舞に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

## 2 所管課からの報告事項

- 健康福祉部
  - ・国保年金課
    - 島田市国民健康保険税条例の一部改正について

○こども未来部

- ・子育て応援課

島田市こども家庭センターの設置について

- ・保育支援課

島田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則の一部改正について

○教育部

- ・学校教育課

スクールバスのエンジン認証不正に係る和解について

- ・図書館課

ユーコープ島田おびりあ店閉店に伴う工事について

3 その他

## 国民健康保険税に係る令和6年度賦課変更点について

### 1 低所得者に係る軽減判定所得の引き上げ

(令和6年度課税分から実施)

内容：均等割額・平等割額の5割軽減・2割軽減世帯の軽減判定基準額の引き上げ

区分	令和5年度	令和6年度
	前年の所得額	
7割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 以下の世帯	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 以下の世帯
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 被保険者数 × <b>29万円</b> 以下の世帯	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 被保険者数 × <b>29万5千円</b> 以下の世帯
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 被保険者数 × <b>53万5千円</b> 以下の世帯	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 被保険者数 × <b>54万5千円</b> 以下の世帯

### 2 課税限度額の引き上げ (令和7年度課税分から実施予定)

内容：国民健康保険税の課税限度額の引き上げ (後期高齢者支援金等課税額)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)	改正内容
	基礎課税額	65万円	65万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円	※ 22万円	<b>24万円</b>	2万円引き上げ
介護納付金課税額	17万円	17万円	17万円	据え置き
合計	102万円	<b>104万円</b>	<b>106万円</b>	2万円引き上げ

※令和6年度の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額については、令和5年度税制改正に伴う引き上げを1年遅れの適用として2万円引き上げている。

## 島田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則 改正内容

連番	改正概要	新	旧	市規則の該当箇所
1	重要事項の書面掲示の義務付けの見直し	重要事項の掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととされた。	重要事項の掲示のみ義務付けされていた。	第23条
2	特別利用保育に関する条文の表記の修正	特別利用保育を提供する場合の基準として市規則の第6条第2項を読み替えて適用しているが、表現をより適切なものとする。	(条文の内容は修正なし。)	第35条第3項
3	特別利用教育に関する条文の表記の修正	特別利用教育を提供する場合の基準として市規則の第6条第2項を読み替えて適用しているが、表現をより適切なものとする。	(条文の内容は修正なし。)	第36条第3項
4	記録の交付を定めた規定における交付媒体の既定の見直し	技術中立性を明らかにする観点から、条文の表記を媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。	保育所等が行う書面の交付又は提出について、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」をもって行うことができるとされていた。	第53条第2項

## 改正根拠

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号。令和5年9月15日公布）を踏まえた基準の改正（2，3）
- 母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号。令和5年12月26日公布）を踏まえた基準の改正（1，4）

※ 「特別利用保育」とは、1号認定子ども（保育の必要性がない子ども）が保育所から受ける保育をいう。（島田市では該当なし。）  
 ※ 「特別利用教育」とは、2号認定子ども（3歳以上の保育の必要性がある子ども）が幼稚園から受ける教育をいう。（島田市では該当なし。）

新 旧 条 文

例規名 島田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

新 条 文
<p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又</u></p>

対 照 表

定める規則

旧 条 文
<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に</u></p>

は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」とする。

（電磁的記録等）

#### 第53条 省略

2 特定教育・保育施設等は、この規則の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 省略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3

5 省略

6

掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「特定教育・保育施設の同号」を「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」とする。

（電磁的記録等）

#### 第53条 省略

2 特定教育・保育施設等は、この規則の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 省略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3

5 省略

6

令和6年3月13日  
厚生教育常任委員会  
教育部学校教育課

## スクールバスのエンジン認証不正に係る和解について

### 1. 概要

令和3年3月に島田第一中学校の登下校用に購入した29人乗りスクールバスについてエンジン認証不正に係る燃費不正が発覚し、車両販売元の日野自動車株式会社が、車両を購入した島田市に解決金として提示した10万円を受領するもの。

### 2. 経緯

- ・令和3年3月 日野リエッセⅡ（静岡200 さ 1165）購入
- ・令和4年3月 日野自動車社内調査により、燃費性能をよく見せるための不正が発覚
- ・令和5年12月 不正に関する補償として日野自動車から解決金10万円を支払う旨の解決金申請書を郵送にて受領
- ・令和6年2月 和解案を受け入れることを、市長の専決処分2月2日決裁  
2月8日に解決金申請書を送付  
1か月か2か月半後に市が指定した口座に入金予定

### 3. 解決金受領に至った理由

- ・発注時の仕様書等に燃費性能についての要件は示していない。
- ・実際の燃費については、道路状況、天候、運転手の技術等によるところが大きく、データ上の燃費で走った場合どの消費燃料の差を算出することは困難であり、当該不正に起因した客観的な損害額を請求することができない。
- ・自動車会社からは、不正に伴う燃料消費率の乖離値を基に、商用車の特性を考慮しつつ車種別、エンジン別に補償額を提示してきた。
- ・提示された額は、こうしたケースにおける一般的な解決金の額として妥当であると判断し受領することとした。